

令和4年度奈良県森林審議会 林地開発審査部会(第3回)議事要録

日時:令和4年12月23日(金)

午前10:10~11:50

場所:奈良県文化会館 第1会議室

- 1 開会
- 2 挨拶 松田森と人の共生推進課長
  - ・今回の審議案件は太陽光発電施設を設置する敷地の開発を目的とした林地開発変更許可申請案件が1件
  - ・林地開発申請の審査にあたり、県が適切な判断を行うことができるよう技術的・専門的な立場での意見を頂戴したい
- 3 委員紹介(部会長以下五十音順)
  - ・水本部会長、小杉委員、牧田委員 の出席を紹介
  - ・長島委員、深町委員は欠席
- 4 定数報告
  - ・委員5名中3名出席、半数を超えているため会議成立
- 5 配付資料の確認
- 6 議長の選出
  - ・奈良県森林審議会規程第4条第3項の規定に基づき、議長は部会長が務める
- 7 会議の公開
  - ・平成16年度の森林審議会において原則公開を決定。県審議会等の会議の公開に関する指針では、不開示情報について審議等を行う場合には公開しないことができるとなっているが、これまで原則公開として当部会を開催してきたことから、公開とする
  - ・傍聴者5名
  - ・傍聴者と別に報道関係者6名
- 8 議事録署名委員の指名
  - ・小杉委員、牧田委員を指名
- 9 申請者の同席の承認
  - ・申請者協栄ソーラーステーション合同会社の関係者1名、及び設計、施工会社である村本建設株式会社の関係者2名の同席が承認され審議会場に入室

## 10 議事の進行

- ・知事からの諮問案件は、第1号議案の1件

## 11 概要説明(事務局)

- ・申請者:協栄ソーラーステーション合同会社  
代表社員 一般社団法人協栄エコソリューション  
職務執行者 栗国 正樹
- ・事業又は施設の名称:生駒平群発電所建設工事
- ・所在地:奈良県生駒郡平群町大字櫛原 地内
- ・変更内容:令和元年11月1日付け奈良県指令森第44号の2で当初許可した計画について、下流水路勾配の再測量に伴い、調整池の新設、構造変更、及びこれに伴う敷地造成計画の変更を行う。

## 12 質疑

小杉委員)事業区域周辺部に残置森林を配置することだが、尾根部はどうか。

→事務局)事業地西側の尾根部はなるべく残置森林や緑地を配置する計画。

牧田委員)防災計画で調整池の浚渫を必要に応じてとあるが、基準はあるのか。

→事務局)県の手引きで施工中、施工後の土砂流出量を定めている。

牧田委員)造成森林の獣害防止対策は。

→事務局)現地で目立った獣害は確認していない。獣害が発生した場合は必要に応じて事業者に対策を指導する。

牧田委員)ダンプトラックが通学路等を走行する際の配慮は。

→申請者)土砂は出し入れしない。生コンクリート以外は通学時間帯を配慮し搬入を行う。生コンクリート搬入時はガードマンの配置や地元への周知を行う。

牧田委員)ダンプトラックに何の工事か分かるように表示をする等配慮してほしい。

牧田委員)カスマンショウウオを発見したらどうするのか。

→申請者)発見次第県担当課に報告し対処方法について指導をうける。

小杉委員)太陽光パネルについて、自然になじむような色をつける等の配慮はあるか。

→申請者)目立ちにくいパネルもあるので検討する。

水本部会長)パネルの色は選択できるのか。

→申請者)黒褐色または紺色がかった黒褐色。選択肢はあまりない。

水本部会長)河川協議は町や県とできているのか。

→申請者)町との間では、下流河川のネックポイント等について協議を行い、協議完了している。ただし手法・範囲等は継続協議としている。現時点で概ね協議済。来年から下流河川の改修工事に入りたいと考えている。変更申請に伴う箇所は1週間程度の工期。その他平群町要望の箇所も1年かかる内容ではない。

→事務局)県河川整備課が大和川における総合治水の推進に関する条例に基づき調整池設計の指導を行っている。それを受けて管理者である郡山土木事務所に事業者が赴いて事業計画を説明。問題ないと回答を得ている。県管理区間の改修箇所はない。

小杉委員) 太陽光パネルの表面水が地表を浸食する可能性があるが、対策しているか。

→事務局) 工事施工中は粗朶柵工や沈砂地等を計画している。また、洪水調整池を先行設置するので、それにより防災措置を図る計画。

→申請者) 法面に合わせたサイズのパネルを設置し、パネル配置に合わせた小段高さとしている。パネルに降った表面水は小段排水に落とし処理する。地山が剥き出しになる部分は緑化する。

水本部長) 切土盛土の安全面は基準に適合しているか。安全といえるか。

→事務局) 林地開発許可の基準と宅地造成等規制法の基準により適合しているかを審査している。最終的には完了確認を実施する。

牧田委員) 工事が終わった後の維持管理はどうするのか。

→申請者) 工事完了後も日々の巡回結果をまとめて経済産業省に報告する。

水本部長) 具体的な管理方法は。

→申請者) 電気設備と調整池等のチェックを行う。発電所内に電気の資格を持った者が常駐する。また、保守・メンテナンス会社と別途契約し、発電所が完成した状態で機能が維持されているかチェックを行う。

水本部長) 事務所は何人体制か。

→申請者) 当発電所についての人数は未定。全く無人で発電所が稼働することはない。

水本部長) 事業は何年計画か。

→申請者) 固定価格買取制度が残っている期間は最低行う予定。現時点の検討としては、その後も電気の買先があれば継続していきたい。

水本部長) パネルの耐用年数は。

→申請者) メーカー保証は20年。効率が落ちたパネルや破損したパネル、及び他の電子機器も合わせて順次保守メンテナンスし、継続した発電所の運営を行いたいと考えている。

水本部長) 終わった後はどうするのか。

→申請者) 発電所撤収の際には、パネルや電子機器等撤去のうえ、森林に復旧する計画。撤去費用は売電収入の何%かを積み立てて確保する制度がある。

水本部長) 平群町からの要望で工事内容の説明会を実施することとあるが、いつやるのか。

→申請者) 林地開発の変更許可が下りれば、その内容に基づき工事説明会を開催したいと考えている。2段階を想定。まず防災施設の内容の説明会を行い、その後電気工事について説明会を行う。何回かに分けて行いたい。

水本部長) 許可を得た段階で最終的にこうなるという説明を町も求めている。地元との信頼関係を築く努力を行ってほしい。

水本部長) 町の要請事項については、実行状況を県もチェックするのか。

→事務局) 手引きにも地元理解を得ることが望ましいと記載しており、しっかり説明を行い、地元理解を得るよう指導している。

水本部長) 申請者のこの場での発言について、県でもチェックをお願いしたい。

小杉委員) 今後太陽光条例が制定されると聞いているが、本案件はそれらの基準を満たすのか。

→事務局)太陽光条例の基準はまだ定まっていない。現在適用することとされている各種規定に基づき審査をしている。

小杉委員)将来的に厳しい基準が出来ても、制定前のものと比べて追加された基準に申請内容が適合するかについて、監視・指導することも重要。

水本部長)説明会の周知期間を長く取ることや、対象者を広くするようお願いしたい。

### 13 採決

・第1号議案については原案どおり可決する。